

## I 建設業の許可制度

1	建設業の許可制度とは	
	(1) 建設業を営むには許可が必要	2
	(2) 軽微な建設工事のみを請け負う場合は許可不要	2
2	建設工事と工事種類	
	(1) 建設工事とは	2
	(2) 建設工事の種類別の内容と例示	4
3	許可行政庁と許可区分	
	(1) 許可行政庁	13
	(2) 許可の区分	14
4	許可の基準	
	(1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること	15
	(2) 専任の技術者がいること	19
	(3) 請負契約に関して誠実性があること	23
	(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用があること	24
5	解体工事業について	
	(1) 解体工事業の許可について	25
	(2) 法施行前後のとび・土工工事及び解体工事の実務経験の取扱い	25
	(3) 解体工事業の技術者要件	26
6	建設業者の義務	
	(1) 許可を受けた後の届出等について	27
	(2) 工事現場における技術者の配置について	27
	(3) 標識について	27
	(4) 契約の締結等について	27
	(5) 一括下請負の禁止について	28
	《参考資料1》建設業法における技術者制度	29
	《参考資料2》標識について	30
	《参考資料3》契約書及び帳簿に記載しておかなければならない事項について	31

## II 許可を受けるための手続

1	申請の種類と許可の有効期間	
	(1) 許可の申請区分	34
	(2) 許可の有効期間	35
	(3) 許可の有効期間の調整について	35
2	許可申請書等の入手先及び許可手数料	
	(1) 許可申請書等の入手先	35
	(2) 許可手数料の納入	35
	(3) 許可申請書等の提出先・提出部数	36
	(4) 申請書類の提出にあたって	37
	(5) 許可申請書の作成にあたって	37
	(6) 申請等の結果	38
	《参考資料4》許可申請書等の入手先について	39
3	許可申請書及び添付書類	
	(1) 許可申請書類一覧	40
	(2) 許可要件の確認書類	42
	(3) 登記されていないことの証明書・身分証明書について	48
	(4) 営業所の確認資料について	48
	《参考資料5》営業所資料様式	49
表1	技術者有資格コード表（一般建設業）	50
表2	技術者有資格コード表（特定建設業）	52
表3	建設業の種類別指定学科	54
表4	検定種目・実務経験年数の組み合わせ	56
表5	許可業種に応じて認定する登録基幹技能者講習の種目	57

## III 許可申請書等の記載方法

建設業許可申請書（様式第一号）	60
表6 栃木県市町コード	61
《参考資料6》役員等一覧表（照会用）	62
役員等の一覧表（様式第一号 別紙一）	63
営業所一覧表（新規許可等）（様式第一号 別紙二（1））	64
営業所一覧表（更新）（様式第一号 別紙二（2））	65
収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄 （様式第一号 別紙三）	65
専任技術者一覧表（別紙四）	66
工事経歴書（様式第二号）	67
直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）	70
使用人数（様式第四号）	72
誓約書（様式第六号）	73
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）	74
常勤役員等の略歴書（別紙）	76
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書・略歴書 （様式第七号の二及び別紙）	77
健康保険等の加入状況（様式第七号の三）	80
専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）	81
実務経歴証明書（様式第九号）	85
指導監督的実務経歴証明書（様式第十号）	87
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	88
許可申請者（法人の役員・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する 調書（様式第十二号）	88
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 （様式第十三号）	89
株主（出資者）調書（様式第十四号）	89
営業の沿革（様式第二十号）	90
所属建設業者団体（様式第二十号の二）	91
主要取引金融機関名（様式第二十号の三）	91
定款	92
財務諸表	92
登記事項証明書	92
事業税納税証明書	92
金融機関の残高証明書・融資証明書	92

## IV 許可後の注意事項

1 許可を受けたあとの届出等	95
2 変更届等の記載例	
(1) 変更届出書（様式第二十二号の二（第一面））	98
(2) 変更届出書（様式第二十二号の二（第二面））	99
(3) 決算終了に伴う変更届出書	100
(4) 届出書（様式第二十二号の三）	101
(5) 廃業届（様式第二十二号の四）	102
3 変更届出書についてよくある質問	103

## V その他留意事項

1 建設業許可の電子申請システム（JCIP）について	108
2 建設業許可証明（確認）書について	108
3 許可申請書等の閲覧について	109
4 許可換えについて	109
5 組織変更による届出等について	110
6 浄化槽法に基づく届出について	110
7 電気工事業法に基づく届出について	110

## VI 許可の承継制度

1 許可の承継制度とは	
(1) 制度の概要	112
(2) 承継制度の区分	112
(3) 認可後の許可の有効期間	112
(4) 認可後の許可番号	113
(5) 栃木県知事に対して認可申請ができる場合	113
2 認可の基準	113
3 認可を受けるための手続	114
4 認可申請書及び添付書類	
(1) 事業譲渡	116
(2) 法人の合併	117
(3) 法人の分割	118
(4) 個人事業の相続	119
5 認可申請書等の記載方法	
譲渡及び譲受け認可申請書（様式第二十二号の五）	120
合併認可申請書（様式第二十二号の七）	122
分割認可申請書（様式第二十二号の八）	124
誓約書（様式第二十二号の六）	126
相続認可申請書（様式第二十二号の十）	127
誓約書（様式第二十二号の十一）	129
6 注意事項	
(1) 経營業務の管理責任者及び専任技術者の常勤性について	130
(2) 経營業務管理責任者の経営経験並びに 専任技術者の有資格等に関する確認書類について	130
(3) 後日提出の書類について	130
(4) 譲渡（合併、分割）契約書について	131
《参考資料7》財務諸表	132
《参考資料8》建設業法施行規則で定める勘定科目の説明	146
《参考資料9》常勤証明書	151
《参考資料10》診断書作成例	152

※ 本手引は随時見直しが行われています。